

江東区都市計画マスタープランの改定について

1 江東区都市計画マスタープランの位置づけ

- ・都市計画マスタープランは、「都市計画法第18条の2に位置付けられた（特別区を含む）市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」である。
- ・東京都が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定める。
- ・江東区基本構想及び他の分野別計画などとも整合を保ち、環境や観光、防災など、他の施策を展開するにあたっての、都市づくり分野のガイドラインとしての役割を担う。

2 改定の背景

(1) 社会的変化

- ・東日本大震災をはじめ地震、集中豪雨など自然災害の頻発、激甚化。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、訪日外国人数の増加など、国際化が一層進展。
- ・地下鉄8号線の延伸（豊洲～住吉）が、平成28年の国の交通政策審議会第198号答申において「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において、費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべき」路線として位置づけられ、東京都が事業化に向け関係機関との調整を進めている。

(2) 上位計画・関連計画の改定等

- ・東京都「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和2年度改定予定）」（※都市計画区域マスタープラン）
- ・東京都「都市づくりのグランドデザイン（平成29年策定）」
- ・東京都「（仮称）東京ベイエリアビジョン（令和元年策定予定）」

- ・江東区「江東区長期計画（令和元年度改定予定）」
- ・江東区「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画（平成27年策定）」等

3 改定の視点

- ・近年の社会情勢や区内のまちづくりの進捗状況、区民のニーズ等を踏まえ、これに対応した長期的かつ体系的な新たな都市づくりの指針を示す。
- ・区民や事業者、国・東京都などとまちづくりのビジョンの共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進するための指針を示す。

4 検討体制

学識経験者、地域代表者、関係機関職員、公募区民で構成された策定会議、区職員で構成する策定委員会及び幹事会を設置して検討を行う。

（参考資料1参照）

5 今後の予定

<令和元年度>

令和元年6月～ 区民アンケート実施・評価

現状と課題の分析

令和元年12月 まちづくり基本方針（将来都市構造、部門別まちづくり方針）

（素案）のパブリックコメント実施

令和元年年末 まちづくり基本方針取りまとめ

～令和2年初 ⇒ 長期計画との調整

<令和2年度>

令和2年4月～ 地区別まちづくり方針検討

令和2年6月～ 地区別ワークショップ等の実施

令和2年12月 全体素案のパブリックコメント実施、取りまとめ

令和3年3月 都市計画マスタープラン改定